

施策・事務事業評価の実施について

令和4年7月5日
行政改革推進本部

第1 趣旨

限られた財源や人材で、複雑多様化する県民ニーズに的確に対応しながら持続可能な県政運営を行っていくためには、時代の変化を踏まえた行財政運営の不断の見直しが必要である。

また、県政の基本方針である総合計画の最終年度である本年度において、計画が掲げる「施策の目指す姿」の推進状況を総括的に確認する必要がある。

このため、施策・事務事業評価を実施することとし、政策効果を高めるための施策や事業の磨き上げに加え、政策効果の乏しい事業の見直しを徹底する。

これにより、総合計画が掲げる「施策の目指す姿」を着実に推進し、成果を重視した県政運営の実現を図る。

第2 内容

1 評価の種類

- ・ 政策体系に沿って「施策評価」及び「事務事業評価」を実施する。

2 評価の対象

- ・ 施策評価：総合計画アクションプランのうち「基本理念実現に向けた政策体系」に掲載の179施策
- ・ 事務事業評価：令和3年度に実施した施策の「具体的な事業」に連なると部局が判断した細事業

3 評価結果の活用

- ・ 施策・事務事業評価の結果は、今後の予算編成及び企画立案等に活用する。

4 スケジュール

- ・ 7月5日 行政改革推進本部
- ・ 7月上旬～8月上旬 部局における評価の実施
- ・ 8月上旬～9月上旬 知事政策局によるとりまとめ
(評価の統一性を図るため随時ヒアリングを実施)
- ・ 10月 主要施策・事業協議
- ・ 11月～ 予算編成

5 その他

- ・ 施策・事務事業評価の庶務は、行政改革推進本部事務局が行う。